

## 福岡市交通局指定広告代理店の募集にかかる実施要領（随時募集）

福岡市交通局が所有または管理する広告媒体を取り扱う福岡市交通局指定広告代理店（以下、「指定代理店」という。）について、下記のとおり追加で募集するもの。

### 1. 指定代理店の業務

- (1) 広告の募集、申込
- (2) 広告物の掲出及び撤去業務
- (3) 広告に関する管理業務
- (4) その他付帯業務

### 2. 指定期間

- 指定日から令和7年3月31日まで（最大3年間）。  
※別途「広告募集等業務委託契約」を締結するもの。

### 3. 応募資格

- (1) 資本金又は自己資本の額の合計が100万円以上であること。広告の募集業務を行うに十分な資力及び信用を有すること。
- (2) 5年以上交通広告業を営むこと。
- (3) 福岡市に本・支店または営業所を有すること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (5) 市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※なお、指定代理店に指定された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は福岡市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

### 4. 応募書類受付

応募書類は、郵送または持参にて提出すること。提出の際は、あらかじめ下記「10. 問い合わせ先、資料等提出先」に連絡すること。なお、応募書類は返却しない。

- (1) 受付時間

平日9時30分～17時00分（12時～13時を除く。）

## 5. 応募に必要な書類

(1) 福岡市交通局指定広告代理店指定申請書（様式1）

(2) 添付書類

① 商業登記簿謄本

注1) 申請書提出日から遡って2か月以内に発行されたものとする。

注2) 原本を提出すること。

② 営業所一覧表

③ 市町村税の滞納がないことの証明書

注1) 本市の各区役所課税課で発行

注2) 「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注3) 発行日時点において、直近のもので証明できるものを提出すること。

注4) 申請書提出日から遡って2か月以内に発行されたものとする。

注5) 原本を提出すること。

④ 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）

⑤ 業務経歴書

⑥ 直近の決算2年分における財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）

⑦ 委任状（様式2） ※本市に本店を有する者は除く

⑧ 使用印鑑台帳届（様式3）

注1) 商号、役職名が含まれた代表者の印鑑を使用印とすること。

注2) 会社印（角印）は使用できないもの。

⑨ 広告業務からの暴力団排除における申請者名簿（様式4）

なお、福岡市競争入札有資格者名簿に登載されている事業者は、①、③、④、⑥、⑧、⑨の提出は不要です。

## 6. 事業者の決定、結果通知と契約の手続き等について

(1) 指定基準

申請書その他関係資料や諸条件等を別に定める「福岡市交通局指定広告代理店の指定要領」に基づき確認し、要件を満たした事業者を指定代理店とする。

(2) 通知方法等

審査結果は、Eメールにて通知する。

(3) 契約締結

審査の結果、福岡市交通局は指定代理店と速やかに協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

(4) 継続契約

「福岡市交通局指定広告代理店の指定要領」第11条に該当しない限り指定期間中は契約更新を行うもの。

## 7. 提出書類の取扱い

- (1) 書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 提出書類は返却しない。また、契約に至った場合に使用するほかは、審査以外の目的で無断使用することはない。
- (3) 提出書類は、審査事務に必要な場合複製することがある。

## 8. 指定代理店の義務等

- (1) 交通局と広告募集等業務委託契約を締結することとする。
- (2) 新規に指定代理店となった場合、保証金として100万円を納入すること。  
継続して指定代理店となった者については、局の指示に従い、指定通知書交付後すみやかに手続きを行うものとする。
- (3) 関係法令、交通局の定める広告取扱規程及び要領等、広告募集等委託契約並びに局の指示事項を遵守すること。

## 9. 福岡市交通局指定広告代理店の応募要項、指定要領、申請書等の様式

指定要領や申請書等の様式は、HPよりダウンロードの上、利用すること。

- (1) 福岡市交通局指定広告代理店の指定要領
- (2) 福岡市交通局指定広告代理店の募集にかかる実施要領
- (3) 質問書（別紙1）
- (4) 福岡市交通局広告指定代理店指定申請書（様式1）
- (5) 委任状（様式2）
- (6) 使用印鑑台帳届（様式3）
- (7) 広告業務からの暴力団排除における申請者名簿（様式4）
- (8) 参加辞退届（別紙2）

## 10. 問い合わせ先、資料等提出先

福岡市交通局 総務部 広告・駅ナカ事業課 広告販売係

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号（交通局庁舎6階）

電話番号：092-732-4194

Eメール：fc\_kokoku01@gem.bbiq.jp

## 福岡市交通局指定広告代理店の指定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市交通局（以下「局」という。）が、福岡市交通局広告取扱規程（以下「広告取扱規程」という。）等に定める広告（以下「広告」という。）の募集等業務を行わせる広告代理店（以下「指定代理店」という。）の指定に関する要領を定めるものとする。

(指定代理店の要件)

第2条 指定代理店は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 資本金又は自己資本の額の合計が100万円以上であること。広告の募集業務を行うに十分な資力及び信用を有すること。
- (2) 5年以上交通広告業を営むこと。
- (3) 福岡市に本・支店または営業所を有すること。
- (4) その他交通事業管理者が定める要件

(指定申請できない者)

第3条 次に掲げる者は、指定を申請することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者
- (2) 市町村税を滞納している者
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納している者
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) その他交通事業管理者が定める資格を有しない者

(申請の要領)

第4条 指定代理店の指定を受けようとする者は、福岡市交通局広告指定代理店指定申請書（様式1）に次の各号に掲げる書類を添付して、局に申請しなければならない。

- (1) 商業登記簿謄本
- (2) 営業所一覧表
- (3) 市町村税の滞納がないことの証明書
- (4) 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- (5) 業務経歴書
- (6) 直近の決算2年分における財務諸表
- (7) 委任状（様式2）
- (8) 使用印鑑台帳（様式3）
- (9) 広告業務からの暴力団排除における申請者名簿（様式4）
- (10) その他必要な書類

2 前項各号に掲げる書類のうち、交通事業管理者が必要でないとするものについては、提出を省略することができる。

3 指定代理店は、申請内容に変更があったときは、変更届（様式5）に必要書類を添えて、速やかに提出しなければならない。

(指定期間)

第5条 局は、3年ごとに指定代理店の指定を行う。3年の指定期間中に新規の代理店から追加の申請を受けたときは、その度審査を行い、指定を決定した場合は、指定期間の末日を他の指定代理店と同日とする。

(指定通知書)

第6条 審査の結果、指定を決定した者には、指定代理店指定通知書により通知する。

(広告募集等委託契約)

第7条 交通事業管理者は指定代理店として登録された者と広告の募集等に関する基本的な事項を定めた契約（以下「広告募集等委託契約」という。）を締結するものとする。

2 交通事業管理者は、指定代理店が第11条の規定に基づき指定の決定を取り消されたときは、広告募集等委託契約を解除する。

3 広告募集等委託契約を締結した指定代理店を福岡市交通局広告指定代理店と称する。

(保証金)

第8条 第6条の規定により通知を受けた指定代理店は、直前の指定期間における納金額に応じ、次の区分に従って保証金を納付しなければならない。

(1) 広告料の年間納金額が1億円以上の者 300万円

(2) 広告料の年間納金額が3,000万円以上1億円未満の者 200万円

(3) 広告料の年間納金額が3,000万円未満の者又は  
新規に指定代理店となった者 100万円

2 保証金は、無利子とし、指定代理店の指定期間終了後に全額を返還するものとする。

ただし、契約期間終了日の翌日付で本契約を締結した場合には、保証金の還付を行わず、次期の契約における保証金に充当するものとする。また、広告料金等に未納がある場合は、これに充当し、残額を返還するものとする。

3 保証金の納付は、局の指示に従い、指定通知書交付後すみやかに行うものとする。

(業務)

第9条 指定代理店は、広告の募集業務を行うと共に、募集し応募があった広告について、広告取扱規程等による広告掲出許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。

(指定代理店の責務等)

第10条 指定代理店は、局の広告業務の健全な発展に寄与するよう努めなければならない。

2 指定代理店は、関係法令、局の定める広告取扱規程及び要領等、広告募集等委託契約並びに局の指示事項を遵守し、善良なる管理者の注意をもって広告を取り扱わなくてはならない。

3 交通事業管理者は、前2項の規定に反した指定代理店に対して、改善を指示することができる。

4 交通事業管理者は、指定代理店の業務状況等を知る必要があると認めたときは、指定代理店に対し営業に関する書類等の提出をさせることができる。

(指定代理店の指定停止又は取消し)

第11条 交通事業管理者は、指定代理店が次の各号に該当するときは、指定代理店の指定を停止又は取消すことができる。

(1) 第2条に定める要件を欠いたとき

(2) 第3条に定める事項

(3) 第8条に定める保証金を支払わないとき

(4) 第10条第3項に規定する局の指示を受けたにもかかわらず、広告取扱者に改善が認められないとき

(5) 指定代理店から指定の取消しの申出があったとき

(6) その他指定代理店において重大な信義則違反があったとき

2 交通事業管理者は、前項により指定代理店の指定を取消したとき又は停止したときは、当該指定代理店へ通知する。

3 指定代理店の指定停止の場合の既存取扱い媒体については、継続取扱い可とする。

(補則)

第12条 この要領に定めがない事項又はこの要領によりがたい事項については、必要に応じて交通事業管理者が定める。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

令和4年1月18日一部変更

## 福岡市交通局指定広告代理店指定申請書

令和 年 月 日

福岡市交通事業管理者 様

所在地  
商号または名称  
代表者氏名

印  
(実印)

令和 年 月 日から令和7年3月31日までの福岡市交通局指定広告代理店の指定を受けたいので、下記事項について相違ないことを誓約し、福岡市交通局指定広告代理店の指定要領を承知のうえ指定申請いたします。

なお、本誓約内容の確認のため、役員名簿を提出し、警察への照会確認されても異議を申し立てません。

また、指定を受けた場合は、福岡市交通局が定める事項を遵守することを誓約いたします。

### 記

当社及び当社の役員並びに使用人は、暴力団等の関係者ではありません。

また、暴力団や暴力団と関係がある企業との契約や私的交際等いかなる名目であっても関係を持たず、暴力団等の不当介入に対しては、貴局や警察へ通報するとともに関係機関と協力の上、その排除に努めます。

# 委任状

令和 年 月 日

福岡市交通事業管理者様

所在地

商号または名称

代表者氏名

印

(実印)

私は、つぎの者を代理人として定め、福岡市交通局との下記事項に関する権限を委任します。

## 記

### 1 代理人

所在地

商号または名称

役職・氏名

### 2 委任事項

福岡市交通局指定広告代理店に関する一切の件

### 3 委任事項

令和 年 月 日から令和7年3月31日まで

# 使用印鑑届

令和 年 月 日

福岡市交通事業管理者様

所在地

商号または名称

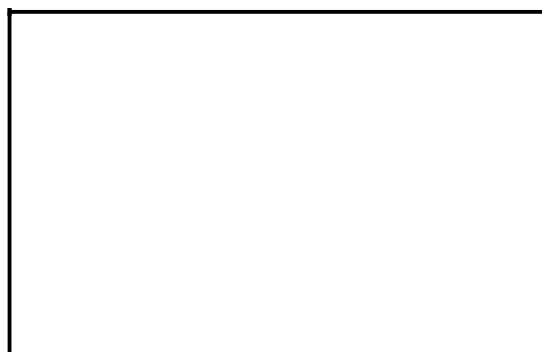
代表者氏名

印  
(実印)

つぎの印鑑を福岡市交通局との取引に関連し生ずる一切の事項に使用する印鑑として  
お届けします。

## 1 使用印鑑

交通局との取引に使用する印



## 2 使用期間

令和 年 月 日から令和7年3月31日まで



### 申請者名簿

所在地

商号または名称

代表者氏名

(実印)

区分	氏名カナ (半角カナ, 姓と名は半角 スペースで分ける)	氏名 (姓と名は全角スペースで 分ける)	生年月日				性別 男性:M 女性:F
			元号 大正:T 昭和:S 平成:H	年	月	日	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

収集した個人情報については、当該事務に関して警察本部への照会確認に限り使用し、その他の目的には一切使用しません。

※入力上の留意点

- 1 役員全員を記載すること。
- 2 外国人で日本名もある場合は、各々一列に入力すること。
- 3 アルファベット氏名はカタカナで入力すること。
- 4 常用漢字ではない文字が氏名に使用されている場合は、簡体字を当てるか、空白としてください。